

令和5年度熊本県公立学校教員採用選考考査についての現況

令和4年5月6日（金）現在

【第一次考査】

予定どおり

7月10日（日）実施予定、会場等変更なし

○ご質問等がありましたら、gakkoujinji@pref.kumamoto.lg.jp に、表題を「教員採用質問」としてお願いします。また、電話の場合は、学校人事課 小中学校人事班（096-333-2695）に連絡してください。

【令和5年度熊本県公立学校教員採用選考考査に関する主なQ&A】

Q:何歳まで受考できますか。

A：受考資格は昭和38年（1963年）4月2日以降に生まれた方です。（全校種・全職種）

～志願書等の提出・記入の仕方等～

Q:志願書等の提出は、持参していいのですか。

A：新型コロナウイルスの感染予防・拡大防止等により、志願書等の提出については、郵送又は電子申請のみとします。

Q:志願書等の受付期間は、いつですか。

A：郵送、電子申請ともに令和4年（2022年）5月16日（月）から5月26日（木）午後5時までが受付期間となります。郵送の場合は、令和4年（2022年）5月24日（火）の消印有効です。電子申請の場合、特別選考等の別途書類も令和4年（2022年）5月26日（木）必着です。

Q:大学を卒業し、科目等履修生として教員免許を取得予定なのですが、科目等履修生の開始と修了を志願書の履歴に書いても問題はないでしょうか。

A：問題ありません。志願書の裏面「履歴事項（学歴）」は、在学中のものについても記入するので、科目等履修生の開始と修了の旨は記入してください。しかし、最終学歴については、志願書裏面の「備考」三つ目の※に最終学歴のことについて記載があるよ

うに、科目等履修は記入しません。したがって、最終学歴は科目等履修を受ける前の卒業した大学等となります。(R5志願書裏面「履歴事項」「備考」)

～併志願～

Q:併願制度では、併志願する校種の審査も受考するのですか。

A:併志願する校種の審査(専門教科等)も受考する必要があります。

Q:併志願した場合、第一志望と第二志望の校種どちらも合格となる場合もあるのですか。

A:第一志望の校種に合格した場合、併志願した第二志望に合格することはありません。ただし、配置については、小学校及び中学校教諭等で採用された方のうち、小学校教諭及び中学校教諭の普通免許状を現に所有している方、又は令和5年(2023年)3月31日までに取得見込の方については、小学校・中学校・義務教育学校のいずれかに配置されます。また、高等学校教諭等で採用された方から特別支援学校へ5名程度配置されます。

(R5実施要項P. 2)

Q:併志願を考えているのですが、どの校種が併願できるのですか。

A:中学校受考者が小学校を、高等学校受考者が特別支援学校(学級)を併志願できます。ただし、一部の特別選考では併志願ができません。

～加点制度～

Q:現在、中学校で臨探をしています。今年度、小学校の受考を予定しています。中学校の免許は取得していますが、小学校の免許は取得見込みです。この場合、複数校種免許所有者の加点の該当者になりますか。

A:今年度から該当者になります。

Q:司書教諭の資格を所有している者の加点制度の必要書類で、要件をみたすことを証明する書類は、「単位取得証明書」でよろしいか。

A:「司書教諭講習修了証書」(文部科学省交付)または「司書教諭資格取得証明書」(各大学交付)が必要であり、「単位取得証明書」は、該当しません。

Q:今年度、中学校の受考を予定しており、小学校を併志願で受考する予定です。この場合、小学校教諭等を対象とした英検2級以上等の加点の該当者になりますか。

A:該当者になります。併志願の小学校において、第一次考査に加点をします。(R5実施要項P. 6)

～社会人を対象とした特別選考～

Q:一般企業等で5年間働いた場合一部試験免除とありますが、5年見込みの年にこの制度を使用するのは可能でしょうか?

A:要項にあるとおり、志願書を提出する際に5年以上勤務している必要があります。

Q:私立学校の非常勤講師として勤務しています。社会人を対象とした査内容の一部免除に該当しますか。

A:非常勤講師や臨時的任用職員は正規職員ではないため、該当しません。(R5実施要項P. 3)

Q:私立学校の正規職員として、社会人を対象とした考査内容の一部免除を希望しています。経験実績を証明する書類は、現任校の校長に証明してもらうのでしょうか。

A:代表者は現任校の校長であるため、現任校の校長に証明してもらう必要があります。(R5実施要項P. 3)

Q:社会人を対象とした特別選考での受考を考えています。経験実績を証明する書類を提出しなければなりません。どのような書類を提出すればよろしいですか。

A:様式等は任意ですので、①受考者名、②雇用期間、③雇用形態が記載され、現在の勤務先の代表者が証明したものであれば、どのようなものでも構いません。すでに退職されている方も、以前の勤務先の代表者が証明されたものであれば可です。(R5実施要項P. 3)

～他県等現職、元本県教諭等を対象とした特別選考～

Q:元本県教諭等を対象とした特別選考にある、「等」とは誰のことを指すのですか。

A:この「等」については、要項1頁にある2受考資格等(4)の下の備考にある「教諭等」を指しており、教諭以外にも任用の期限を付さない常勤講師を含んでいるものです。(R5実施要項P. 1)

Q:過去に本県で勤務し一度退職しましたが、現在は臨時的任用教員として勤務しています。元本県教諭等(現職教員を除く)を対象とした第一次審査の全免除特別選考を受考できますか。

A:できます(私立学校教員、臨時的任用教員、非常勤講師が該当します)。ここでいう「現職教員を除く」の現職教員とは、他県等の国公立学校(熊本市立の学校を含む)における正規教員のことを指します。(R5実施要項P. 3)

Q:現在、他県の公立学校に勤めており、今年度が3年目になりますが、他県等現職を対象とした特別選考の、第一次審査の全免除の対象となりますか。

A:この場合、令和5年3月31日で通算して3年の勤務経験となりますので、他県等現職を対象とした特別選考の第一次審査の全免除にあたります。
(R5実施要項P. 3)

Q:他県等現職や元本県教諭等を対象とした第一次審査の全免除者の、受考資格を証明する書類(在職証明書等)はいつ送付するのですか。

A:第一次審査後に、第二次審査受考者に向けて提出していただく書類を送付します。その書類を提出する際に一緒に同封してください。(R5実施要項P. 3、4)

Q:他県等現職や元本県教諭等を対象とした第一次審査の全免除者の、他県等との併願をしない旨を記載した誓約書はいつ送付するのですか。

A:志願書の送付に加えて送付してください。また、他県等現職や元本県教諭等を対象とした第一次審査の全免除者で、電子申請で申込手続きを行った方は、誓約書と一緒に返信用封筒(要項P. 7)も送付してください。(R5実施要項P. 3、4)

～臨時的任用教員等を対象とした特別選考～

Q:今年度4月から、県内の中学校で臨時的任用教員として勤務しています。昨年度、中学校を受考し第一次審査に合格をしました。今年度は小学校の受考を予定しています。臨時的任用教員等を対象とした審査内容の一部免除の特別選考を受考できますか。

A:受考できます。R4.5.1において、本県の臨時的任用教員として任用されており、また、昨年度の本県公立学校教員採用選考の第一次審査に合格しているため、受考資格を満たしています。(R5実施要項P. 4)

Q: 臨時的任用職員等を対象とした審査内容の一部免除について、昨年度、第一次審査に合格しており、また、臨採経験も条件を満たしています。この場合、どちらを書けばいいのですか。

A : 臨時的任用職員等を対象とした審査内容の一部免除に係る受考資格申告書において、昨年度、第一次審査に合格した方は、臨採の在職期間等は記入する必要はありません。
ただし、昨年度、小学校教諭等の第二次審査を受考し、不合格であった方のうち、本年度5月1日において本県公立学校（熊本市立の学校を除く。）の臨時的任用教員として任用されており、小学校を希望する方については、受考資格申告書の全免除対象者欄に記入することができます。（提出物等詳細の志願手続きについては、要項でご確認ください。）（R5実施要項P. 4）

～名簿登載期間の延長～

Q: 現在、大学4年生ですが、選考審査に合格した後、大学院へ進学して2年後に採用されることは可能ですか。

A : 可能です。第一次審査合格後の提出書類で大学院への進学希望による名簿登載期間延長の希望をとります。そこで希望し、その後の提出書類で許可されれば、2年間延期する制度があります。また、大学院1年生の場合は1年間延期されます。ただし、両者とも修士課程等を修了することが条件です。詳しくは実施要項でご確認ください。（R5実施要項P. 8、9）

Q: 今年度から、特別支援学校教諭免許状取得を目的として特別支援教育専攻科への進学を希望する場合にも、1年間延期できるようになるのですか。

A : なります。ただし、特別支援教育専攻科等を修了し、特別支援学校教諭免許状を取得することが条件です。詳しくは実施要項でご確認ください。（R5実施要項P. 8、9）

～採用後の配置～

Q: 小学校受考者が中学校勤務になる可能性はありますか。

A : 小学校教諭及び中学校教諭の普通免許状を現に所有している方、又は令和5年（2023年）3月31日までに取得見込の方については、小学校受考者が中学校勤務になる可能性はあり得ます。また、逆に中学校受考者が小学校勤務になる可能性もあります。

Q:特別支援学校(学級)教諭等に合格した場合、特別支援学校に採用されるのですか。

A:特別支援学校または市町村立学校(小学校・中学校・義務教育学校等)の特別支援学級に採用されます。第一次考査合格後の提出書類で、特別支援学校と市町村立学校の特別支援学級の希望順位をとり、採用の参考とします。